

日本弁理士会の処分事由

<p>戒告 11件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願手続の処理を懈怠しながら、高額な手数料を請求。 ・封筒を再利用し、消印日を悪用。 ・サービスマークの特例出願と通常出願を取り違えて出願し、出願人の意思に反した補正を行った。 ・外国に特許事務所を設置。(旧会則第20条違反)(2件) *現在は設置可。 ・手数料を受領したが、特許出願をしなかった。10年以上経ってから受領した金員を供託した。 ・予納残高不足の頻発(5件)
<p>会員の権利の停止 3件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人の協議を受けて特許権の成立に賛助したにもかかわらず、無効審判請求を代理した。 ・予納残高不足の頻発。庁への支払い遅延。改善が見受けられない。(2件)
<p>大臣への懲戒請求 2件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一出願について、出願代理と特許異議申立の双方代理。 ・予納残高不足の頻発。庁への手数料未納。
<p>退会 9件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会費未納(7件) ・封筒を再利用し、消印日を悪用して納付書を庁に提出した。 ・傷害罪で罰金刑に処せられた。